

ける妊産婦や新生児、未熟児等に対する訪問指導により、障害の予防に努めている。

2 医療・リハビリテーション医療

障害のある人のための医療・リハビリテーション医療の充実には、障害の軽減を図り、障害のある人の自立を促進するために不可欠である。このため、国立大学附属病院においてはリハビリテーション部等の整備、国立療養所では進行性筋ジストロフィー児(者)及び重症心身障害児(者)の入院治療を行った。また、身体障害を軽減もしくは除去するための更生医療及び育成医療を行った。

さらに、歩行困難等の重度身体障害者に対するリハビリテーション器具等の利用に関する助言や各種医療制度に関する指導、補装具の給付等を行った。

平成六年の医療保険制度の改正により、かかりつけ医師による往診や在宅人工呼吸器指導管理等在宅医療に係る診療報酬の改善を図った他、訪問看護ステーションによる訪問看護事業の対象を重度障害者等に拡大した。

3 精神保健福祉施策

精神病院の措置入院患者(約四千八百人)については、公費による医療費負担度が設けられ、また、外来医療については、約四十八万人を対象として通院医療費の公費負担制度が設けられており、在宅の精神障害者の生活指導等を行う精神科デイケア事業及び精神科ナイトケア事業を実施した。

保健所においては、精神保健福祉センターや医療機関、社会復帰施設等との連携の下に、精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談、保健婦による訪問指導を実施した。

また、精神保健福祉センターでは、精神保健福祉に関する相談指導や技術援助、知識の普及等の業務を行ったほか、心の健康づくり等の事業を実施した。

平成七年度からは、夜間や土・日曜でも安心して精神科の救急医療が受けられるよう精神科救急医療体制整備事業を実施している。

さらに、平成十一年六月には、精神障害者の人権に配慮した適正な医療の確保、精神障害者の保健福祉施策の充実等を図るため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正が行われた。

4 専門従事者の確保

医師については、卒前、卒後の教育の中でリハビリテーション関係の充実を図り、看護婦については、「精神看護学」や「在宅看護論」を教育課程に加え、資質の高い看護職員の養成に努めることとし、また、理学療法士及び作業療法士の養成施設については、養成力の確保について目標を達成している。さらに、精神保健福祉士法及び言語聴覚士法が平成九年十二月に成立し、精神障害者の社会復帰に関する相談・援助を行う精神保健福祉士及び言語聴覚士及び聴覚等に關するリハビリテーションを行う言語聴覚士が新たに国家資格として誕生した。

(第2節) 障害のある人の生活の質の向上のための福祉施策

1 生活安定のための施策

障害のある人に対する所得保障として、障害基礎年金、障害厚生(共済)年金の制度と、障害による特別の負担に著目し、その負担の軽減を図るために支給される各種手当制度がある。我が国の年金制度は、国民皆年金体制が確立され、原則として全ての国民がいずれかの年金制度に加入することとされているので、被保険者期間中の障害については障害基礎年金や障害厚生(共済)年金が支給されるほか、国民年金に加入する二十歳より前に発した障害についても障害基礎年金が支給されることから、原則として全ての成人障害者が年金を受給できることとなっている。また、特に重度の障害のある人を対象とする特別障害者手当等も支給されている。これらの年金及び手当については、毎年物価の上昇に合わせて支給額の改定を行う(物価スライド)ほか、少なくとも五年に一度行われる財政再計算の時に、生活水準の向上や賃金の上昇に応じて支給額の改善を行っている。

2 福祉サービス

(1) 在宅サービス

○ 障害児(者)ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活ができるようにするためには、その介護に当たる家族の介護負担を軽減するとともに、障害のある人の自立した生活を支援することが重要である。このため、訪問介護員(ホームヘルパー)派遣及び短期入所(ショートステイ)事業を実施している。

○ 重度の身体障害者が、地域の中で日常生活を自主的に営むことができるように、身体障害者の利用に配慮した身体障害者福祉ホームの整備や公営住宅や福祉ホーム等に住む身体障害者を対象に、専任介護グループによる安定的な介護サービスを提供する身体障害者自立支援事業を行った。さらに、知的障害者の地域における自立生活の場を確保し、食事の準備や金銭管理等

○ 日帰り介護事業については、平成六年度からは、身体障害者療養施設等併設する適当な施設のない地域においても事業が実施できるよう単独施設に対する加算制度を導入し、また、知的障害者を対象とする日帰り介護については、重度知的障害者を対象とする重介護型日帰り介護センターの運営を開始しており、平成九年度からは一日の利用定員を五人以上に引き下げた。

○ 在宅の障害者の社会参加を促進するために都道府県・指定都市が実施する「障害者の明るい暮らし」促進事業では、平成十年度において、「盲導犬」について、育成頭数の増加を図った。また、精神障害者が一定期間事業所に適い、

○ 在宅の障害者の社会参加を促進するために都道府県・指定都市が実施する「障害者の明るい暮らし」促進事業では、平成十年度において、「盲導犬」について、育成頭数の増加を図った。また、精神障害者が一定期間事業所に適い、

特殊学級数及び特殊学級在籍児童生徒数の推移(国・公・私立計) (各年度5月1日現在)

区分	学級数			児童生徒数		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
	学級	学級	学級	人	人	人
昭和59年度	15,194	6,866	22,060	72,849	34,383	107,232
60	15,095	6,938	22,033	69,629	34,363	103,992
61	14,845	6,920	21,765	64,265	33,283	97,548
62	14,605	6,898	21,503	58,978	31,654	90,632
63	14,520	6,924	21,444	55,472	30,222	85,694
平成元年度	14,420	6,893	21,313	52,701	28,352	81,053
2	14,388	6,895	21,283	49,971	27,191	77,162
3	14,403	6,877	21,280	48,271	25,996	74,267
4	14,523	6,929	21,452	47,044	24,851	71,895
5	14,644	6,975	21,619	45,650	23,600	69,250
6	14,835	7,014	21,849	44,319	22,632	66,951
7	15,125	7,167	22,292	43,850	22,189	66,039
8	15,511	7,260	22,771	44,061	22,101	66,162
9	15,982	7,418	23,400	44,542	22,139	66,681
10	16,329	7,573	23,902	45,726	22,248	67,974

資料：文部省「学校基本調査」

対人能力や仕事に対する能力を養うための精神障害者社会適応訓練事業を実施し、さらに平成八年度より地域で生活する精神障害者の日常生活の支援や、相談への対応、地域交流活動を実施するため、精神障害者地域生活支援事業を実施している。

(2) 施設サービス

施設については、従来のように入所者を対象とするだけではなく、施設が書えてきた超過の知識及び経験あるいは施設が持っている様々な機能を地域で生活している障害のある人が利用できるようにすることが必要であり、そのための事業を行った。また、入所者の社会復帰を目的とする施設では、地域生活への移行を促進する措置を講じている。

(3) 専門職員等の養成確保

社会福祉士や介護福祉士等の養成、各種リハビリテーション専門職員の養成訓練等福祉分野における人材確保を図った。

(4) 精神障害者福祉の法制の整備等

平成七年七月に「精神保健法」を改正して施行された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により、法の目的や責務規定に、精神障害者の自立と社会参加の促進のために必要な援助を行うという福祉施策の理念が加えられた。さらに、同法により、精神障害者保健福祉手帳制度の創設、社会復帰施設や社会適応訓練事業の法定化等、精神障害者に対する施策の枠組みが確立された。

(5) 精神障害者社会復帰促進センター

平成五年の精神保健法の改正により、「精神障害者社会復帰促進センター」を設置することとされたことにより、平成六年に同センターが設置され、具体的事例に即した社会復帰の訓練・指導等の研究開発等の事業を実施している。

3 福祉機器の研究開発・普及、産業界の取組の推進

(1) 福祉用具産業の健全な発展

福祉用具の役割の増大に伴い、福祉産業の健全な発展を支援するため、研究開発の推進、標準化等の産業基盤整備を進め、良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性向上を図っている。

(2) 研究開発の促進

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所では、医学、工学、心理学の各方面からリハビリテーション支援技術に関する基礎的研究、試験評価及び情報伝達機器・介護支援用機器等の研究開発を行っている。

通商産業省工業技術院では、産業科学技術研究開発制度（医療福祉機器技術研究開発）において最先端の産業技術を駆使し、安全性、利便性に優れ、高性能な医療福祉機器の研究開発に取り組んでいる。

このほか、助テクノエイド協会においても、受託及び助成により研究開発を進めている。

(3) 標準化の推進

平成十年六月に福祉用具、共用品等の標準化を進めるための具体的な提言を含む「高齢者・障害者に配慮した標準化政策の在り方に関する建議」を取りまとめた。

(4) 評価基準の整備等

より優れた福祉用具の普及を推進するには、福祉用具産業の振興を図ることが必要であるため、平成七年度から「福祉用具センター構想」を軸として、福祉用具評価基準の整備を進め、十年度には構想を具体化するため「福祉用具評価・情報ネットワーク連絡会」を立ち上げた。

(5) 専門職員の養成及び確保

国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、義肢装具、補聴器、視覚障害者用補装具等の適合判定医師研修会や義肢装具士研修会を実施するとともに、関係行政機関、社会福祉施設、病院等で福祉用具の相談等を担当している専門職員を対象とする福祉機器専門職員研修会を実施した。

(6) 需要に応じた給付

福祉用具の公的給付として、補装具と日常生活用具の給付等を行っており、日常生活用具については、平成十年度において対象品目として、新たにネプライザー、電気式たん吸器を取り入れた。

(7) 情報提供の推進

助テクノエイド協会では福祉用具の製造・販売企業の情報等のデータベースを構築し、社会福祉・医療事業団の保健・福祉情報サービスを通じて情報提供を行った。

4 情報通信機器・システムの研究開発・普及等

(1) 障害のある人の利用に配慮した情報通信システム等の研究開発等

情報通信を積極的に活用することにより、障害のある人の社会活動への参加を促進し、高度な情報通信機器を活用した豊かで自立した暮らしが可能となるようにしていくことが必要である。障害のある人の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発の推進に当たっては、国立研究機関等における研究開発体制の整備及び研究開発の推進を図るとともに、民間事業者等が行う研究開発に対する支援を行うことが重要である。

国における研究開発では、障害のある人を含め誰にでも使いやすい情報端末技術を開発するため、障害者・高齢者のための情報通信機器・システムに係る基礎的・汎用的な技術の開発（「手話認識・生成技術」等）や情報通信システムの実用化に資する研究開発（「対話型障害レベル自動判定処理技術」等）等を行っている。

また、民間による研究開発に対する支援としては、平成八年度から、高齢者・障害者又はそれらの者の介護をする者の利便を促進する通信・放送サービスを開発する者に対する低利による融資を行っている。平成九年度より新たに高齢者・障害者向け通信・放送サービスに対する助成制度を創設し、民間による研究開発の支援を行うこととした。

平成十年十二月から平成十一年五月まで、「情報バリアフリー環境の整備の在り方に関する研究会」を開催し、その報告書においては、誰でも利用可能な情報通信システムの整備の重要性や、インターネットのアクセシビリティ確保に向けた方策などが提言された。

また、障害のある人が障害のない人と同様に電気通信を利用できるようにするため、その利用に配慮した電気通信システムを設置する者に対する低利による融資制度等が設けられており、これにより障害のある人向けの情報通信機器・システム等の一層の普及が期待されている。

(2) 「障害者情報処理機器アクセシビリティ指針」に基づく機器の普及

平成十一年度の同指針改定に備えて、全国のり

ハビリテーションセンター、病院、学校などに対しヒアリングを行い、情報機器に関する現状、意識、問題点について意見の収集を行った。

（第4章） 住みよい環境の基盤づくり

（障害のある人が仕事や日常の外出等を自由にできるようにするために必要なまちづくり、住宅確保、移動・交通、情報提供、防犯・防災対策等）

（第1節） 障害のある人の住みよいまちづくりのための施策

1 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が自立して生活し、積極的に社会参加できるように、まち全体を障害のある人にとって利用しやすいものへと変えていくため、厚生省では、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」を、建設省では「一人にやさしいまちづくり事業」を推進し、まちづくりに関する総合計画を策定し、幅の広い歩道等の整備やエレベーターやスロープの整備等を行っている。また、建設省では、障害のある人等を含む全ての人々の利用に配慮した住宅・社会資本整備を進めるため、平成六年に「生活福祉空間づくり大綱」を策定した。

(1) 厚生省及び建設省は、市町村が関係部局の相互連携の下で福祉のまちづくりに主体的に取り組むことを支援するため、計画策定に当たっての視点や配慮事項などを総合的に盛り込んだ手引きを取りまとめて、地方公共団体に通知した。

(2) 農林水産省においては、厚生担当部局と連携して策定する高齢者アムニティ計画に基づき、農村地域において障害のある人等が安心して快適に暮らせる生活環境基盤の整備を積極的に進める「農村総合整備事業（高福祉型）」を実施した。

(3) 地方公共団体における福祉のまちづくりを効果的に進めるため、地域福祉推進特別対策事業等による地方単独事業に対する支援を行った。

2 都市計画制度、都市計画事業等による取組
都市計画における総合的な福祉のまちづくりの

取組として、障害のある人に配慮した道路、公園等の都市施設の整備、土地区画整理事業や市街地再開発などの面的な都市整備を進めるとともに、中心市街地等における社会福祉施設の適正かつ計画的な立地を進めている。

また、地域のきめ細かな整備を進めるために、歩行支援施設や障害者誘導等施設等の整備を補助メニューに含んだ「街並み・まちづくり総合支援事業」を推進している。

3 公園、水辺空間等のオープンスペースの整備

(1) 公園整備における配慮

都市公園等の整備に当たっては、公園の園路の幅員と勾配の工夫、緑石の切下げ、手すりの設置、ゆつたりトイレの整備等障害のある人の利用に配慮した公園施設の整備を行ったほか、全国九ヶ所の有料公園の身体障害者等に対する入園料金の免除を行った。また、平成六年には、公園・緑化技術五箇年計画を定め、都市公園のバリアフリー化（物理的障壁等の除去）のための設計基準の策定や身体障害者等が運動できる公園施設の開発等を行っている。

(2) 水辺空間の整備における配慮

河川、海岸等の水辺空間は、公園同様に障害のある人にとって、憩いと交流の場を確保するための重要な要素となっているため、河川改修及び砂防事業等を通じて、障害のある人や高齢者に配慮した堤防陸岸の緩傾斜化、堤防坂路及び親水広場におけるスロープ化等の河川整備等を行った。

(3) 港湾緑地等における配慮

港湾緑地等の整備に当たっては、障害のある人等への配慮事項について平成九年度に行った調査研究を踏まえ、今後の港湾緑地の整備に反映させていく。

(4) 下水道施設の上部利用等の活用

下水道施設の上部空間を障害のある人にとつて親しみやすい公園や下水処理水を利用したせせらぎ等として整備した。

4 建築物の構造の改善

(1) 官庁施設のバリアフリー化

官庁施設の整備においては、特に障害のある人の利用が見込まれる公共職業安定所等の窓口業務を行う官署等について、車いす使用者の利用を考慮したスロープ・障害者用トイレの整備等に所要の措置を講じてきた。今後は、二十一世紀初頭までに窓口業務を行う官庁施設の全てについて、障害のある人等に配慮した改修等を実施することとしている。

(2) 人にやさしい建築物整備事業

身体障害者等の利用に配慮したデパート、ホテル等の建築物の整備を促進するため、日本開発銀行平成十一年十月一日からは日本政策投資銀行等の政府系金融機関による低利融資（ハードフルビルディング整備事業）を行った。

(3) ハートビル法の施行に伴う助成措置

ハートビル法に基づき、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の廊下、階段等に関する基準を定め、特定建築物の建築主への指導・助言を行うほか、本法に基づき都道府県知事等により認定された優良な建築物（認定建築物）に対して、税制上の特例措置や政府系金融機関による低利融資のほか、エレベーター、幅の広い廊下等の整備に対する補助を行っている。

5 住宅整備

(1) 障害のある人に対応した住宅政策の基本的考え方

障害のある人のニーズに対応するため、第七期住宅建設五箇年計画において、「いきいきとした長寿社会を実現するための環境整備」を基本課題として位置づけ、障害のある人のニーズの多様性に対応し、障害が生じてもそのまま住み続けられる住宅の供給等を図ることとしている。

(2) 設計、設備の面で障害者に配慮した住宅の供給

○ 新設の全ての公営住宅について長寿社会対応仕様の住宅を標準仕様としている。障害者世帯には入居者の募集、選考において配慮している。

○ 新設の全ての公団賃貸住宅について、設計・設備の面で障害のある人等に配慮した住宅の仕様を標準化している。

○ 地方住宅供給公社においても、設備・設計の面で障害のある人等に配慮した住宅の仕様を標準化している。

標準化している。

○ 住宅金融公庫は、障害のある人等に配慮した住宅等について、最優遇金利の適用、割増融資を実施しているほか、障害のある人等が同居する比較的規模の大きな住宅については、さらに融資額を増額している。

(3) 住宅リフォーム

障害のある人の豊かな生活を実現するため、障害のある人にも対応した「高齢化対応住宅リフォームマニュアル」を作成し、工務店等への普及を図っている他、障害のある人の住みやすい住宅増改築等の相談体制の整備、建築関係の専門家が住宅改修にアドバイザーする住宅改良ヘルパー制度を実施している。

(4) 福祉・医療施設との連携

障害のある人等の生活しやすい居住環境の形成を図るため、公営住宅等の建物や市街地再開発事業等において住宅と社会福祉施設等との合築・併設を推進している。

6 移動・交通対策

(1) 公共交通機関における各種ガイドライン等に高づく事業者の指導

公共交通ターミナルや車両の整備・改良等について、各種ガイドライン等に基づき事業者への指導を行い、鉄道駅のエレベーター、エスカレーター等の設置、障害のある人により車内・バス等の導入、空港や港湾の整備を推進している。

(2) 障害のある人等の視点に立った連続性のある交通体系の計画的構築及び新しい交通システムの検討

「高齢者・障害者等のためのモデル交通計画策定調査報告書」を平成八年三月に作成し、これを全国的な高齢者・障害のある人等のための連続性のある交通体系の具体的なモデルケースにしていることとしている。また、我が国に適したライトレールトランジットの在り方について検討を行った。

(3) 施設整備に対する支援体制の整備

鉄道駅等におけるエレベーター・エスカレーター等の障害のある人等のための施設整備を、対象とした日本開発銀行（平成十一年十月一日からは

日本政策投資銀行）による低利融資を行った。

また、交通エコロジ・モビリティ財団は、鉄道駅等の公共交通ターミナル及び旅客船におけるエレベーター・エスカレーター設置事業等への助成を行った。特に整備が急がれているJR及び民間鉄道の障害者対応型エレベーター・エスカレーター設置事業については、国からも補助を行ったほか、一定の要件の下での法人税の特例措置が創設された。

(4) 道路交通環境の改善

車いす利用者や高齢者など様々な人が安心して通行できるよう、幅の広い歩道等を整備することにも、既設の歩道等の段差・勾配・傾斜の改善や立体横断施設へのスロープの設置等によりバリアフリー化を進め、良好な歩行空間のネットワークを確保するよう努力している。さらに、住宅系地区等におけるコミュニティ・ゾーンの整備、障害のある人等の利用に配慮した信号機等の設置、サービスエリア等への障害者用トイレの設置、わかりやすい案内標識の整備等を行っている。

また、整備するに当たっては、利用者の視点に立つて道路交通環境の改善が行われるよう、地域の人々や道路利用者が参加する「交通安全検点」等を実施している。

(5) 公共交通機関周辺環境の利便性の向上

駅等の交通結節点である駅前広場、ベデストリアンデッキ等の整備やエレベーター・エスカレーター等の歩行支援施設等の整備を行った。

(6) 障害のある人に対する運賃・料金割引等

鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通機関においては一定の要件を満たした身体障害者、知的障害者、介護者に対して運賃の割引を有料道路においては一定の要件を満たした身体障害者、介護者に対して通行料金の割引を実施している。また、身体障害者の使用する車両に対し、駐車禁止解除指定車庫券を交付した。

(7) 運転免許取得希望者への配慮

運転免許試験場にスロープ、エレベーター等を整備することに努めているほか、多くの試験場で身体障害者用試験車両を用意しており、また、運転性相模、窓口を設けて、身体障害者の運転適性について豊富な知識を有する職員を配置している。